

後期高齢者医療保険

問合せ 国保ねんきん課後期高齢者医療係 ☎334113

◆新しい保険証と認定証を送付します

保険証の更新時期です

現在使用している
保険証（黄色）の有
効期限は、7月31日
（水）までです。

新しい保険証（橙
色）は7月中旬に簡易
書留で郵送しますの
で、8月1日（木）から
は新しい保険証（橙
色）を使用してくだ
さい。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和2年 7月31日

被保険者番号 12345678

住所 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階 後期高齢者医療広域連合事務局

氏名 広域 太郎 性別 男

生年月日 昭和 1年 1月 1日 資格取得年月日 平成20年 4月 1日

有効期日 平成20年 4月 1日 交付年月日 令和元年 8月 1日

一部負担金の割合 1割

保険者番号 39431234

保険者名 熊本県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証（橙色）に記載してある一部負担金の割合は、令和元年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。

医療機関などで支払う一部負担金の割合

一世帯の者 後期高齢者 医療被保険 者の中で、 住民税所得 が145万円 以上ある人	いる世帯	3割
	いない世帯	1割

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新時期です

現在使用している「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）と「限度額適用認定証」（桃色）は、7月31日（水）で有効期限が切れます。1割負担の人には新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（橙色）、3割負担の人には新しい「限度額適用認定証」（桃色）をそれぞれ7月中旬に保険証と一緒に簡易書留で郵送します。8月1日（木）からは、この認定証を利用ください。

■新規申請について

1割負担で住民税非課税世帯の人、または、3割負担で世帯内の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の人のうち、入院などで医療機関での支払いが高額になる可能性がある人は、国保ねんきん課または各支所健康福祉地域事務所に申請してください。

■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード

◆令和元年度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します

令和元年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。

新規に後期高齢者医療保険に加入した人は、これまで加入していた保険の種類や加入時期で保険料の納付方法・時期が変わります。

納付方法

- ・特別徴収（年金からの差引）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。
- ・コンビニでの納付ができますが、納付書の使用期限に注意してください。
- ・納付方法は、受給する年金額や保険料によって決定します。
- ・申し出によって特別徴収（年金からの差引）を口座振替へ変更できます。

保険料額の計算方法

均等割額【4万7900円】+所得割額【（総所得金額等ー33万円）×9・26％】

- ・均等割額は、全ての被保険者が負担する金額です。
- ・所得割額は、所得に応じて負担する金額です。
- ・所得が低い人は均等割額が軽減されます。
- ・賦課限度額は62万円です。

保険料額の軽減

世帯の所得状況に応じた均等割額の軽減割合

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割額の 軽減割合
33万円以下	8.5割
年金収入の控除額をそれぞれ80万円と計算した上で、被保険者全員の所得が0円となる世帯	8割
33万円+28万円 ×(被保険者数)以下	5割
33万円+51万円 ×(被保険者数)以下	2割

・会社などに勤めている人に扶養されている人は軽減されます

後期高齢者医療保険に加入する直前に被用者保険協会けんぽ、健保組合、共済組合などの被扶養者だった人は、加入して2年間、保険料の軽減があります。均等割額が5割軽減され、所得割は加算されません。

一定の障がいがある人は65歳から加入できます

一定の障がいがある65歳から74歳までの人は、「障害認定」の申請をすると現在加入している医療保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入することができます。

■申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書（障害年金のもの）のいずれか
- ・現在使用している保険証、印鑑、預金通帳、マイナンバーカードまたは通知カード